

○経済産業省告示第九十五号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第三十九号）の施行に伴い、火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成十年三月二十六日通商産業省告示第四百十九号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和六年六月二十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
第二条 （容器包装の技術上の基準） 一・二 略		第二条 （容器包装の技術上の基準） 一・二 略	

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 新藤 義孝

三 容器包装は、火葉類を収納する前に、腐食、汚染その他の損傷が無いことを確認したものであること。 四 十二 〔略〕	三 容器包装は、火葉類を収納する前に、腐食、汚染その他の損傷が無いことを目視等により確認したものであること。 四 十二 〔略〕
備考 表中の「」は注記である。	